

地方独立行政法人神戸市民病院機構 業務方法書（案）について

1 概要

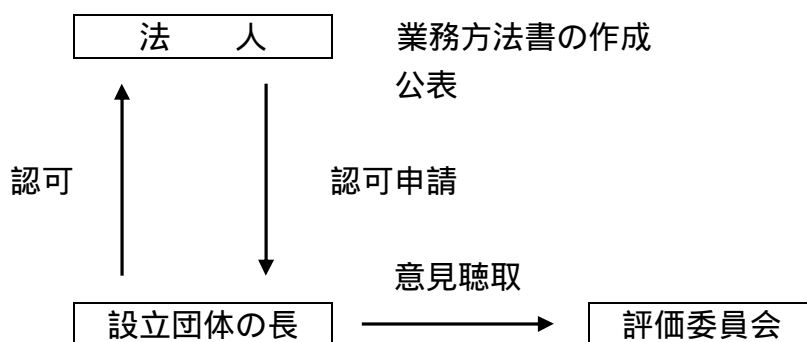
地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の承認を受けなければならない。（法第 22 条第 1 項）

(1)業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のこと。

(2)記載事項は、設立団体の規則で定める。（法第 22 条第 2 項）

- | | | |
|--|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の定款に規定する業務に関する事項 ・ 業務委託の基準 ・ 競争入札その他契約に関する基本的事項 ・ その他法人の業務の執行に関し必要な事項 | } | <p>業務運営等に関する
規則第 2 条に規定</p> |
|--|---|---------------------------------|

(3)業務方法書の作成手続き（法第 22 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）



地方独立行政法人法

（業務方法書）

第 22 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

地方独立行政法人神戸市民病院機構 業務運営等に関する規則（案）

（業務方法書の記載事項）

第 2 条 法第 22 条第 2 項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

地方独立行政法人神戸市民病院機構 定款（抜粋）

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

（病院の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる名称の病院を同表の右欄に掲げる所在地に設置する。

名 称	所 在 地
神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島中町4丁目6番地
神戸市立医療センター西市民病院	神戸市長田区一番町2丁目4番地

（業務の範囲）

第20条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条の表に掲げる病院の設置及び管理を行うこと。
 - (2) 医療を提供すること。
 - (3) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - (4) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（以下この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。
- 3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

（業務方法書）

第21条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。